

岩手県告示第813号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院	八幡平市柏台二丁目8番2号	平成25年10月14日
社団医療法人盛岡繋温泉病院	盛岡市繋字尾入野64番地9	”